



このたび、法律関連のニュースや当事務所の近況などを不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報になればと思っております。

## お客さんや従業員の引き抜きって、いいの？

- 1 退職後の元従業員が、元の会社のお客さんに営業をするというのは困ると考える社長さんは多いと思います。  
そこで、従業員が**退職後に同業種の仕事をしてはならないという念書**を交わしたとします。それは、有効なのか、という問題があります。  
従業員には職業選択の自由があり、他方で会社にも守るべき利益があります。裁判例では、①禁止の期間、②禁止の範囲、③禁止の目的、④代償措置、及び⑤在職中の地位・立場などを総合的に判断して、有効としたものも、無効としたものもあります。  
具体的な状況などに応じて、ご相談いただくことをお勧めいたします。
- 2 次に、元従業員が、退職前または退職後に、**会社のお客さんを奪うような行為**をした場合、それに対して損害賠償請求などができるか、ということも、よく問題になります。  
平成22年3月25日の最高裁判所判例によれば、①人的関係を利用することを超えて行ったものであるか否か、②退職会社の営業秘密にかかる情報を用いているか否か、③退職会社の信用をおとしめる行為をしているか否か、④営業活動の時期、⑤営業の積極性、及び⑥退職会社の打撃などを総合的に判断されることになると考えられます。この件では、これらの総合考慮の結果、不法行為にあたらぬ、とされていますが、過去の裁判例では、このような諸要素を総合的に判断した結果、損害賠償を認めたものもあります。
- 3 **従業員を引き抜く**、ということはどうなのでしょう。これも、過去の裁判例では、引き抜きの態様と会社の打撃などを総合的に考慮して判断されています。
- 4 以上のように、いずれも一律に合法とか、違法とかの判断ができるものではありませんが、裁判例は多数あるので、具体的なケースに応じて相談いただければ、具体的なご回答ができると思います。



ご相談をご希望される場合は、

下記電話番号まで、ぜひご連絡ください。

交通事故相談に関する専門サイト(ホームページ)を開設しました。



<http://www.klwo.jp>

お気軽に、ご相談ください。(下記 [lwo.jp](http://www.lwo.jp) が、事務所全般の紹介です。)



お問合せ **西山法律事務所** 弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平

TEL 052-957-1106 [info@lwo.jp](mailto:info@lwo.jp) <http://www.lwo.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号 名城ビル6階(名城小学校西向かい)

執務時間:午前9時30分~午後6時 休日:土曜・日曜・祝日

